

タイトル	講演2「平仮名の歴史における明治時代」
著者	岡田，一祐；OKADA, Kazuhiro
引用	北海学園大学人文論集(71)：18-35
発行日	2021-08-31

講演 2 「平仮名の歴史における明治時代」

岡 田 一 祐

○岡田氏 よろしくお願ひします。今回は平仮名の歴史において明治時代がどんな時代だったかということでお話ししたいと思います。

どういふスライドを作つていいか迷つたので、昨年別の場所でお話しする機会があつた際に使つた物を流用させていただきましたが、その点ご容赦ください。

まず簡単に自己紹介をいたしますと、専門は日本語学、特に近代の平仮名について研究しています。そのほかには文献をメインとしたデジタル技法に関する研究などにも取り組んでいます。特に 19 世紀の平仮名の歴史が専門で、江戸から明治に移り変わる 19 世紀に、日本の人々がどのように文字を捉え、それをどのように変えていったのか、あるいはどのように変わらなかったのかということに興味があります。また、19 世紀ということでは、日本の外の人々がどのように文字を学んでいたのかということにも興味があります。例えば植民地や（あまり植民地のことはできていないんですけれども）、あるいはヨーロッパの人々が日本語を勉強してどのように文字というものを捉えていたのかということです。ほかにも、平仮名がどのように体系付けられているのかということに関心があります。そこから発展して、興味があるというほどのものですが、どのように頭の中で文字を処理しているのかということに関しても興味を持っています。それでは早速、本題に入ります。

平仮名はもともと万葉仮名の性質を受け継いで、一つの音に対していろいろな文字がある一音多字体の体系というものを持っていました。その後、明治時代にいたつて変体仮名を対象化し、それによって本質的には一つに定まらないものを整理できるようにして、最終的に現在のような一音

一字体の体系になったというのが平仮名の歴史から見た明治時代の位置付けになるかと思います。このような観点をより細かく精密に明らかにすることをこれまでは目指してきましたが、もうちょっと新しく捉えられる観点がないのか考えるのが最近の研究です。

変体仮名というものがどういうものか皆様の事前の知識がいろいろ違うかと思いますが、簡単に変体仮名とはどういうものかお話ししたいと思います。スライドでお見せします(図1)。アーネスト・サトウという、イギリスの外交官で日本学者としても有名な人物が、日本語の学習書というものを1873(明治6)年に横浜で刊行しています。それは基本的にはローマ字なんですけれども、ここにお見せするように日本の文字で書かれたものも出ています。この巻頭には仮名の一覧があって、サトウが文字の学習を重視していたことが分かります。実際サトウは、書道の勉強などもしていて、かなり文字のうまい人だったことが知られています。

この一覧は、1段目に片仮名があって2段目に今の平仮名の形に当たるものがあります。3段目から下から2段目までが変体仮名、一番下にローマ字の読みが出ている構成になっています。例えば一番右の「ほ」という字に対して、同じ「ほ」を表す複数の仮名が存在していたことがここで示されています。数の点ではかなり違っていて、例えば「わ」は同音の仮名が2種類しか示されていないわけですが、「る」などは7種類あって、同じ音に対して存在する仮名の数にはかなり差があることが分かります。これらの同音の仮名を今では変体仮名と呼んでいて、そのように呼び始める前の明治初期にはまだまだ使われていたといえます。

それでは、このサトウはこの仮名を全部使っていたのかというと、そういうものではありません。結局は同じ音なのに、全ての仮名を織りまぜて使うことは不合理ですし、全部の種類を使っているような単一の資料も基本的にはないはずです。どんなに多いものでも、このような仮名を多数集めた資料に現れるものの半分にも満たないはずです。それぞれの資料ごとに少しずつ違う種類の仮名が用いられた結果として、一箇所に集めるとかなりの数になったというように考えるべきものです。変体仮名を網羅した

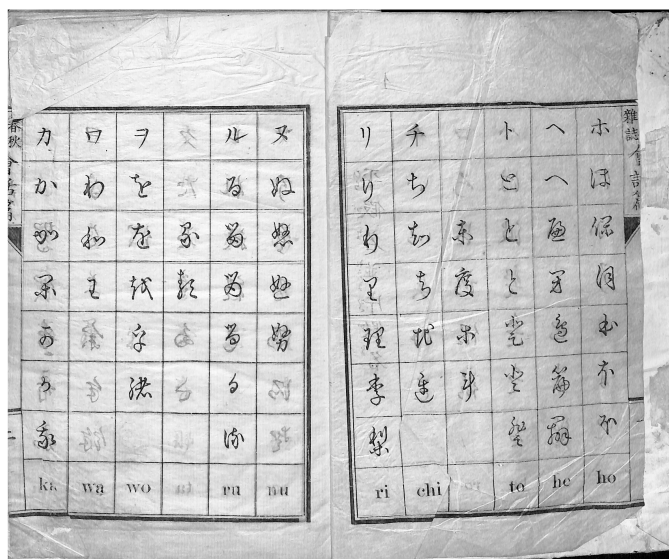


図1 アーネスト・サトウ『Kuai-wa hen. Part III. Japanese Text. Exercises I-XIV』(1873?)より一部。岡田蔵。

仮名字書というのは、今のところ存在しないのではないかと思います。それは、こういう種類のさだまらないものを集めることにどれだけ意味があるのかと疑問に思う研究者が多かったということだと思うのですが、うまく規準を立てて少しずつでも集めて行くことは意味のあることだろうと個人的には思います。

それでは、変体仮名というのはどのようになくなっていったのでしょうか。まず問われるべきは、今使われている平仮名に統一されたのはいつかということです。教科書的回答としては、1900(明治33)年の文部省令第14号の小学校令施行規則というものによってなされたというものです。これは同年に公布された勅令である小学校令の施行規則で、そういう実務レベルの規定の一部として出されたということです。この施行規則の第1号表において現在使用されている平仮名というのが定義されています。これをどう考えるかですが、一つには、この1900年に今まで変体仮名などをみんな自由勝手に使っていたものが、この表が出たので止めようという

ことでなくなったと考える。あるいは、1900年頃にはもうみんな変体仮名を使わなくなっていて、その結果としてこの表が出て、最終的に確立したという二つの考え方が両極としてあるかと思います。

最近の研究の動向としては、1900年には変体仮名というものは用いられなくなっていたのだという考え方が古田東朔によって示されていて、どれぐらい確実かというのはいろんな論点があるんですけども、それがかなり影響力をもっています。では実際問題どうなのかというところは、一概に言えません。まず、そうだと言えそうな例からお話ししましょう。活版印刷というものが明治時代に導入されますが、それが導入された時点ですでに変体仮名というものの使い方には史的な変化があったということを最近ちょっと書きました(岡田一祐「明治前期鑄造活字の平仮名字体における濁音表示と仮名字体意識」『年報新人文』17, 2020)。また、1870(明治2)年前後に活版印刷が導入されて、それから20年くらいを経て、1890年ごろから活版印刷の印刷物では仮名字体が統一される傾向にあるということを報告した論文があります(小林ベター・ダニエル「明治前期の出版物における平仮名字体の使用傾向について」『国文論叢』48, 2014)。スライドには初期の活版印刷の事例として『西洋古史略』(1873)という、本木昌造という日本に上海から活版印刷のシステムを導入した人の著した印刷物からお示ししています(ここでは省略)。左側が、その序文の草稿で、これを書いたのは池原香釋という国学者です。本木が中国から輸入した活字に平仮名の活字が含まれていなかったようで、やっぱり仮名の活字がなければ、日本語の文章を印刷するのは難しいと思うんですけども、池原は、そこで仮名活字の下書きをしたとされる人物です。その池原の書いた序文の草稿が、長崎くんちで有名な長崎の諏訪神社に所蔵されていて、その序文とこの実際に印刷されたものとを比較してみると、池原が自在に使っていた同音の仮名がかなり変えられているということを見て取れます。池原は普通からすれば古風すぎる仮名を使う人なんですけども、例えば、原稿では「舞」という漢字から来た仮名があるのが、この印刷版のほうでは、活字は存在するはずなのに、今使うような「む」になっているというよう

に、池原の使う仮名が印刷版にはほとんど反映されていないということがあります。そういう活版印刷の現場でその場にある活字の状況を優先させてしまうということが既に明治初期から確認されるということです。

これは、樋口一葉の『たけくらべ』で、何年か前に東京の立川の料理屋さんが持っていた原稿が売られるときに、毎日新聞で写真に撮って記事になったものをちょっと拝借したものです（ここでは省略）。これを見てもやはり活字と原稿とでは、特に仮名の字体を維持していないということが分かります。もちろん、手書きでも必ずしも維持されるものではありませんが、それとはちょっと様子が違います。例えば、この「廻れば」の1文字目の「廻」ですが、それに付された振り仮名の2文字目が「王」という字から仮名になったものであったのが、印刷版では今と同じ「わ」になっているなどのものが確認されます。このように、活字印刷では、同音の仮名が多数あるという性質とうまく合わないということがあったようです。

しかし、活字ではそうなんですけれども、文字が使われる全ての場面で、変体仮名が一斉に消えていったわけではありません。小学校における変体仮名教育というものは、1886年頃から変化を始めますが、小学校というものができて以来先ほどお見せした1900年の小学校令施行規則まで、ずっと変体仮名は学校で教えられていました。1900年になってからもそれでもう終わりというわけではなくて、1910年から変体仮名教育自体は復活し、それから20年ほど存続します。ただし、教えていた時代があるというだけで、変体仮名の使用法や教育法というものが確立していたわけではなく、どう扱っていいのか分からないというあやふやな位置付けが続いていたと考えられます。ちょっと考えてみれば分からないでもないですが、教育の効用という点では、漢字は覚えると、読める言葉も増えていきますが、変体仮名はいくつ覚えてもとくに読める言葉は増えませんので、そういう意味で学校制度と相性が悪い存在であったと思います。

さて、1886年から何が変わったかということですが、このグラフ（図2）の示すように、小学何年生から変体仮名を教えるのかというところで1886年に変化があります。1886年までは変体仮名を1年生から教えることも

珍しくありませんでした。それが、1886年から変体仮名を1年生に教えない教科書が一気に増えるのです。1886年にどういう教育の変革があったかという、森有礼によって第一次小学校令というものが出され、教育の内容が一新されたということがありました。それに合わせて教科書を重視する政策も始まったので、教科書も一気に増えていきます。その中で変体仮名の教育に関しても変わっていくということを博論では明らかにしました。ただ、小学1年生には教えないのですが、小学2年生以降、あるいは小学1年生でも入学してすぐではなく、後半以降になって変体仮名を教えるということは1900年までずっと続いていたということです。

次のスライドは民間で作られた教科書からで(ここでは省略)、変体仮名が用いられている実例です。1900年以前にはこのように、変体仮名が小学4年生向けの教科書でかなり使われている。そもそも内容が難しいという問題はともかくとして使われています。こちらのスライドは国定第2期の小学6年生用教科書で、こちらでは韻文、要するに和歌の箇所では変体仮名が使われるという例です(ここでは省略)。例えば、この「見ゆる限りは桜なりけり」の最後の「り」に「里」に基づく仮名が使われているということが確認できます。これも同じく国定第2期の国語読本で(ここでは省略)、韻文のところに変体仮名が、若干不自然な程度に使われており、それ

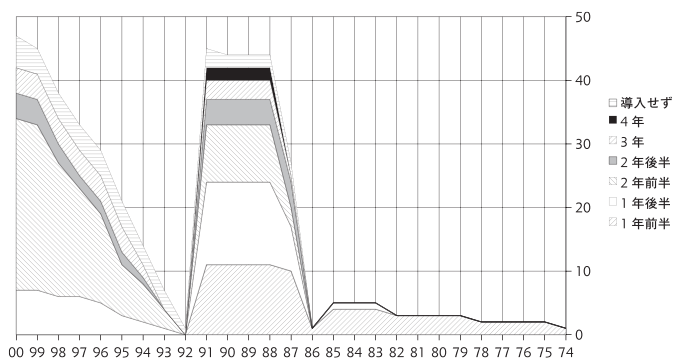


図2 教科書で異体仮名を導入する学年と刊行時期。岡田一祐『近代平仮名体系の成立 明治期読本と平仮名字体意識』(文学通信, 2021), p. 208・表 9-3に基づき岡田作成。

によって教えようとしているものですね。

また、個人や商品、お店などの名前に変体仮名は今でも残っています。人名に関しては1947年に変体仮名を使うことが禁止されていますが、それ以前にお生まれになった方は変体仮名で名づけられている可能性は当然あるわけなので、行政システムで名前の変体仮名を扱える必要が今でもあり、2年前にUnicode（現在最も広く使われている文字コード）に変体仮名が登録されました。このスライドはイガラシハルノさんという富山県の方のお名前が新聞の訃報欄に出ていたもので（ここでは省略）、こういう変体仮名交じりのお名前などは、今まではコンピュータではなかなか扱いにくかったんですけれども、だいふ使えるようになりました。このスライドがそのUnicodeにおける変体仮名の一覧で（図3）、戸籍をコンピュータに登録するときに、変体仮名を読めない人が無理やり登録したという例が多少あって、そんな仮名は存在しないというようなものもあったりするんですが、今動いているシステムが優先ということで押し通されてしまった例も中にはあって、その人本来の文字というわけでもないはずで、ちょっとなと思ったりはします。

それはともかくとして、同じ活版印刷でも新聞では会社によって考え方が違ったようです。銭谷真人氏が横浜毎日新聞での仮名の統一に関していろいろ検討なさっていて、明治20年代初期ぐらいには統一傾向にあることをご報告なさっています（『『横浜毎日新聞』における仮名字体および仮名文字遣い：明治期の新聞における字体の統一について』『日本語の研究』10-4, 2014）。ただ、氏は横浜毎日新聞しか見ていないので、読売新聞や朝日新聞ではどうだったんだろうというということで見ると、読売新聞は1908年まで変体仮名を使っていますし、朝日新聞も1904年ぐらいまでは使っている印象です。ただ、朝日新聞では、大阪本社と東京本社とで止めた時期が若干違うようなので、ちょっとその辺を把握しきれてはいません。

古い活字を変えるというのは結構大変なことで、昔作ったもののまま作りつづける傾向にあるので、新しく作る活字で変体仮名を用意しなくなる

あ	あや何ふ	い	以伊宜悔	う	宇宇有雲	え	え縁えしあ	お	おね隠
か	佳加ううあ 系欲賀采香 駕ぶ	き	莪蘇發よ本 おそ肥(初)	く	久々九怪怪 包殿	け	命々希策計 き(ぶ)	こ	おね何初 (子)
さ	さ佳侍さき ね科内	し	之し事回志 し初	す	所喜敷あ希 連後注	せ	せ々世勢都	そ	そね管う勢 羅雲
た	堂敷と南	ち	手地智初ち ね達	つ	川つ津起注	て	寺伍侍天て 之あ乞情 (有)	と	土度東登聖 破中(注)
な	南名采ふあ 葉那風難	に	母二仁兜ふ より希	ぬ	努ぬ努	ね	達中ね親 孫子	の	乃諾那れ若
は	ハ半露波登 巻破采え葉 殿	ひ	畑日比懸初 飛む	ふ	不ぬ希	へ	倍繫繫通通 迎へ	ほ	保保採華宴 希中望
ま	万束虫漁飯 弟麻(子)	み	ミ御美み 兄牙	む	む堂年孫 (兄)(元)	め	免面了	も	母も毛も茂 弟(兄)(元)
や	ヤや屋邪邪 根			ゆ	遊由也遊			よ	代年与与と 條(根)
ら	羅良らう (や)	り	利わ季梨理 王庭	る	流流るつふ 初	れ	禮れ垂垂	ろ	呂ろ弗拂汚 流
わ	徇わわ王 殿	ゐ	井升居焉達			ゑ	ゑ街邪邪	を	字字尾結成 意と(点)
ん	んえ								

図3 Unicodeにおける変体仮名の一覧。https://www.unicode.org/Public/13.0.0/charts/CodeCharts.pdf に基づき岡田作成。複数の音価が認められた字体は、従たる音価を丸括弧で括ってある(例：期に由来する仮名がコとキにあるのは、キが従)。

のがいつかということでは、明治末期から昭和初期ぐらいになってくるようです。このように見ていくと、変体仮名がなくなるのがいつなのかというのはちょっと難しくなってきます。手書き資料では大正や昭和でも変わらずに用いることがあるということが報告されています。また、おじいさんがその孫を喜ばせようと思って書いた手紙の中に変体仮名や草書が多かったので孫はそれが読めなくて困ったということさえありますと1957年に書かれたものにあります。表記改革派の国語研究者の書いたものなので、主義主張が透けて見えるところではありますが、昭和30年ぐらいの頃でもまだ、明治生まれの方などは変体仮名や草書で書くことがやはりあったと考えられます。なので、変体仮名がいつなくなったかを単一の基準で言うことは困難であると言えます。ただ、それでも今の私たちに変体仮名が使われているという実感は特にないと思います。生活の中で変

体仮名が読めなくて生活に支障をきたすということは今はないわけです。私の祖母は1928（昭和3）年生まれですが、変体仮名は読めないと言っていました。また、街中に見掛ける変体仮名というのはもはや飾りであって、生活に関わるものではないわけです。そのため、変体仮名がいつなくなったかははっきり言えないとしても、1900年の仮名統一から数十年をかけて変体仮名を使う人がいなくなっていったというふうに考えるのが妥当かと思います。

次にお見せするのは、Twitter上で街中の変体仮名をコレクションなさっている方です（https://www.twitter.com/hengana_bot）。次のスライドは「生そば」というよく見る暖簾ですが（http://www.nanghi.com/blog/archives/2017/02/20170212_1200.php）、この「者」から出てきている変体仮名を見ると、もはや「む」のように撥ねてしまっていて、もう変体仮名の正しい形を理解できていないということが分かる、もはや飾りであるということが分かります。

それではどのように変わっていったかということを考えたいわけですが、言葉や考えというものは、規格品や工業製品ではないので、統制がかならずしもできるものではありません。政府が廃止したいと思っても、それだけでどうなるものでもありません。ただ、それが政策として数十年単位で行われると変わっていくこともあるというようなものです。例えば現代仮名遣いなどもそうで、今歴史的仮名遣いで書くことはまずありませんし、旧字体で書くということもありません。では変体仮名はどのように決まったのかということを見ていきたいと思います。

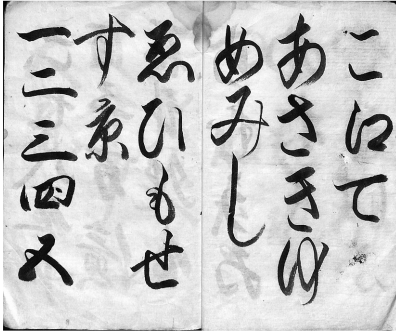
このスライドでお見せるように、幕末に來日したドイツ人のシーボルトは、平仮名と大和仮名というものを対比して、平仮名と大和仮名の両方を日本人は使っているということを書いています（『日本語文法大概』1832）。このシーボルトの言う平仮名と大和仮名とは何なのかというと、結論をいえば大和仮名は変体仮名のことと考えることができるかだと思います。平仮名の方は中世の末期頃に誕生した言葉といわれています。明治初期ぐらいまでまずいろは歌で平仮名を勉強したのですが、そのいろは歌の

お手本に使われていた仮名が実質的に固定され、それを平仮名と呼んでいたのです。このスライドはいろは歌のかなり古い、鎌倉後期ぐらいの例です(ここでは省略)。若干後世のいろは仮名とも違いますが、ほぼ定まっているといえます。このスライドは室町末期のお家流のいろは歌手本です(図4、当日のスライドとは別の資料)。これを見てみると、「わかよたれそ」の「そ」が違うとか、「うゐのおくやま」の「お」が違うとか、「けふこえて」の「え」が、若干違って「江」であるというところがありますが、基本的には私たちが今使っている平仮名と同じものが使われており、それが平仮名と呼ばれていたということです。

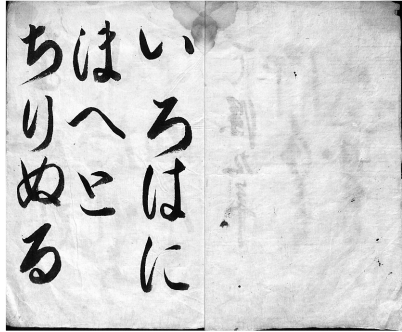
いろは歌は手本として使うものなので、基本的には固定的で、変体仮名を区別するためというわけでもなく、単に平仮名というまとまりとして認識されていたと考えられます。中世末期以降、いろは歌の手本で平仮名と言われるようになると、それ以外のものをどう扱うか問題になったときに、かぎり、一回性は高いものの、例えば大和仮名と言ったりもしたと考えられるわけです。ただ、ここで興味深いのは、私たちの思う平仮名が当時の人の認識として二つに分けることができたということです。日常の文字使用には関わってこないのですが、あえて分けるならば平仮名とそれ以外というところでやってきていたわけです。それが近代に至って教育制度が整備されると、国語という教科が対象化されます。教育課程が整備されていく中で、いろは歌手本の平仮名以外の言葉を指す言葉というものが教育の便宜上必要になり、何となく名付けないといけなくなって、変体仮名という言葉が1880年ぐらいに出てきます。ただ、この頃も変体仮名という言い方が固まっていたわけではなくて、いずれにしてもいろは歌手本の平仮名に対するバリエーションというような意味で使われていたようです。この変体仮名でない、要するに普通の平仮名を正体と呼ぶことはほとんど見受けられません。

ここで問題になってくるのが、国語国字問題というものです。近代にいたって西洋の文明と直面して脱亜入欧を果そうとしたときに、彼らには日本語という言葉が壁に見えたというのが国語国字問題のひとつの出発点と

3



1



2

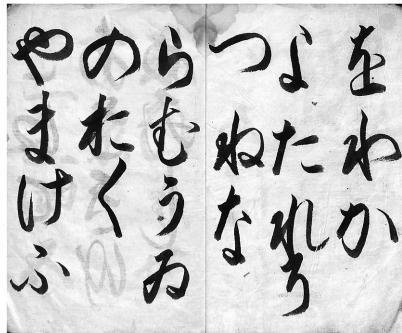


図4 書写者不詳・天保9年写「御手本」より一部。岡田蔵。

してあります。当時の進歩的日本人のイメージとしては、日本語というものは、漢文や候文のどれを取っても平安時代の文法で読み書きをしているというところでちょっと見劣りするわけです。また、漢字というものは殊更に数が多く、学ぶ子供を苦しめ、しかも大人になっても誤字をするということで覚えきれないものという扱いです。それに対して西洋語というのは、アルファベットさえ覚えてしまえばすぐ読み書きができそうというイメージがある。つまり、漢字では必要になる文字を覚える時間なども、アルファベットには必要ないということで、合理的で、遅滞がないように見えたというところで、国語や国字を改良するという問題が設定される。次は、小西信八という東京聾啞学校の初代校長を務めた人物が教育論説誌に

書いた文章の一部です。彼は平仮名専用主義、つまり平仮名だけで日本語を書こうという人だったので、大分読みにくいと思いますが、「いぎりすの だいせいぢか ぐら-つとすとん うちわ いぎりすことばの うちの ひびかぬ もじを はぶきて かく ことに あらためたらば いぎりすの き-よ-おいくひ 一ねんに五〇 まんぽんどを (わが 五ひ-やく まんえん) けんやくし、こども ひとりの き-よ-おいくに 一二〇〇じかんを はぶき うると いわれた ことがあります、わが くにでも かな ばかりで よみかきする ときわ 一ねんに 七〇〇〇まんえん を けんやくする ことができる という くわしい しらべがきを じじしんぽ-おに みた ことがあります、」(小西信八? 「せめてわかなのかたちでもきめたい」『教育時論』526, 1899)と書いてあります。ちょっと注釈が必要なんですけれども、一番最初にイギリスの大政治家グラッドストンとありますが、これはイギリスの首相を務めたウィリアム・エドワード・グラッドストンのことではなく、イギリスの科学者で英語の綴り字を改良しようとした運動をした科学者にジョン・ホール・グラッドストンという人がいて、その人を混同した議論であり、大政治家というのは間違いです。二つ目の「ひびかぬ」仮名文字というのは何かというと、黙字のEというのが英語のつづりにはあって、例えば MAKE の E は読まれない文字であるということで黙字の E と言われますが、子供には分かりにくいのでそういうものはなくしてしまおうという運動をしていた人です。「時事新報に見たことがあります」というところは、時事新報はデータベース化がされていないため、いつ頃とも分からないとちょっと調べる気になかなかねず、実際調べてみたことはありませんが、分かることなら調べてみたいとは思っています。

ということで、教育問題を解決するという目的で国字改良問題というものが出てきています。それから20年ぐらい遅れた明治30年ぐらいにならないと、なかなか言葉そのものをどうするかということが話されるようにはなりません。ただし、多すぎる文字は、つまり漢字のことですが、国語国字問題の焦点ではあり続けました。

明治の10年代、20年代前半ぐらいの議論というのはかなり空想的な議

論が多くて、実際書いてあるものを見ても、何をどう扱っていいのか分からないという感じが強くするんですが、明治20年代後半になってくると多少足のついた議論がされるようになってきます。その中で重要なのが、帝国教育会という教員組織の中で国字改良を建議した委員会です。そこで今の平仮名、さっきお見せした小学校令施行規則第1号表の仮名とほぼ同じ形のものを決議していて、それを文部省が見て使ったんだろうと考えられます。

先程はあまり取り上げませんでしたが、小西信八のような人々はそれまでに2回ほど仮名表記の統一試案というものを発表しています。1882年なので、仮名統一の20年前ぐらいですね。いずれもいろは歌の平仮名に捉われない統一を模索したものでした。それはなぜかと言うと、当時の「平仮名」というものは、書く際にそれだけで書くというような性質のものではなく、先程触れた「え」や「お」などのように、今一般的に使わない仮名というものもあったという問題があります。そういう事情で自分たちが普通に使う仮名というものを選ぼうというような意識が彼らにはあったんだろうと思います。ただ実際には、これらは全然実行に移されませんでした。やはり一から選んだというラディカルさが嫌われたんだろうと思われまます。実際帝国教育会の決議の中でも寺子屋の仮名、つまり平仮名に沿って文字が選ばれました。それは、いろは歌手本というものから生まれて、明治の学校でも使っていたものなので、それを中心に据えて教育を行っていた小学校教育との整合性もよかったということです。実際、帝国教育会の決議の先進的な箇所は取られていません。つまり、こういう新しい提案は使われずに、古いなじみのあるもので統一されたと考えられます。

最後に、大ざっぱにまとめれば、平仮名は19世紀末から20世紀半ばにかけて統一されたということをお話ししてまいりました。今までは大体こういうところを研究してきていて、そのやり残しや、先ほど申し上げたような、平仮名というものはどういう体系を持っていたのか、どのように認識されていたのかということをこれからやっていきたいと考えております。

若干オーバーしたと思いますが、以上です。ありがとうございました。

○司会 では質問いかがでしょうか。

○質問者 二つ教えてください。一つは、変体仮名というか、統一される以前にたくさんあった仮名というのは、どうやって書き分けていたのか分からないので、全く恣意的に行ってそのときの気分で書き分けていたのか、それとも何らかの法則性のようなものがあったのかということをお教えいただきたいと思います。

二つ目は、歴史の話で、明治33(1900)年に、一旦統一されて学校教育の中では、それ以前からだと思いますけどそれが使われるようになって、変体仮名というのは基本的に使わなくなったけれども、1910年に教育の中で変体仮名が復活してそこから1930年まで20年間変体仮名が、学校教育の中で、また教えられるというような、ただ教えられ方にはいろんな揺れというか、とまどいもあったというふうな話だったと思います。まず復活した経緯、なぜ1910年に変体仮名をまた、もう一度学校教育の中に取り入れなければならないということになったのかということと、1930年にそれをなぜもう1回止めようとなったのかをお教えもraitたいと思います。

○岡田氏 ありがとうございます。

一つ目ですが、活字印刷で字体が変えられてしまうということ、最初のほうにお示ししたかと思うんですが、かなり美的な感覚といったものが優先されたようではあって、必ずしも機能的な理由に基づいて変体仮名が使われていたわけではなさそうです。ただ若干、語が始まる文字とそれ以外の文字とで、英語の大文字と小文字のような間柄で使い分ける傾向はありましたが、それは法則としてあるのではなく、かなり恣意性が優先されるようではあります。なので、そういう性質も変体仮名が廃止される理由の一つであったと思われます。

二つ目のご質問ですが、1910年に変体仮名を復活させようとしたことはなくて、巻き添えで復活したというのが事実です。1900年の小学校令では、変体仮名が廃止されただけではなくて、漢字制限、音読みの表音化というものも行われています。例えば、光という字を昔の仮名遣いでは「く

わう」と書くんですけども、それを「コー」と書くような書き方、棒引き仮名遣いと言われる仮名遣いが音読みに限って採用されます。そこで、棒引き仮名遣いを廃止する目的で保守派を中心に反対が巻き起こり、その棒引き仮名遣いを否定した箇所を削除するついでになぜか変体仮名も復活したという流れになっています。それで、復活はしたんですけども、先程も申し上げたように、韻文に限るというように、文部省がなるべく教えないという姿勢を貫いて、20年後に、特に何か変わったわけではないんですが、ひっそりと教科書から抹消したという経緯になっています。

○**質問者** 非常におもしろい研究です。一つの言語が混沌としたところから徐々に近代化と合理化をしていくシステムがあります。しかし、現代言語学の中では、どうしても均一化して合理化していくなかで、人間の個性とか無意識とか文学的なことができなくなって感受性が消えていくと。そこからすると変体仮名は攻撃的であるとも考えられるわけです。そのように考えると、岡田さんの研究は、ずっと合理化の道をおし進んでいるんですけど、変体仮名が文化とか、方言とか、反対の方向については何か、検証したことはありますか。

○**岡田氏** そうですね、今までそういうのはやったことはないですね。

○**質問者** 個性のあると言ったのは例えば本木昌造かな。その人の個性の、その本人の美的感度、それは事実でもあるし、漢字字体から考えると、その字体が書体といいますか、本人のアートなんです。それを抹消して、全部均一化するとアートが消えるというか、文化の大きな損失、こう考えて行くと、変体仮名というのは混沌ですけど、それと同時に一種の人間のバロールとして全部考えるとですよ、バロールはもっと変えられる。これは現代言語学の中ではどのように考えているんですか。

○**岡田氏** 仮名の使い方とその作家の個性との関係がどのように捉えられるのかというのは確かに課題かなとは思っています。個人的には今のところやったことはないですけども、なかなかどういう意図でこの文字を使ったのかというのを考えるのは難しいところはあるんですけども、そういう書道的な観点というものなどを踏まえて考えていければというふうに

思っています。

○**質問者** もう1個、この変体仮名を読んでみると、主観的な美的なそういう面があるんです。もう一つ、音声としては、傾向としてはどのように考えているのか、変体仮名の音声、漢字の音声、そして均一化した言語の中の音声、音声とその書く文字として、視覚としてもものを表現する漢字ですと。

○**岡田氏** 基となる漢字をどのように書き手が意識していたのか、読み手が意識していたのかというのは、かなり教養の違いが出るものだと思います。池原などはかなり教養のあるほうなわけなので、もしかしたら背後にある漢字の音というのを聞きながら書いていたのかもしれませんが、一般庶民レベルではそういうことはなかったというふうには思います。個人的にはこういう教養人のものより、庶民のものに興味があるので、そこまでこういうことを考えたことはないんですけども。

○**質問者** 先ほど、新聞社によって変体仮名が消える時期に差があるというお話でしたよね。それは保守的か革新的かということを表してるんですか。

○**岡田氏** 多分そういうことだと思います。横浜毎日新聞はその当時はかなり革新的で。

○**質問者** 朝日の場合は、大阪と東京で違いがあったと、どちらか、地域的な性格を表してるんですか。

○**岡田氏** そうですね、関西のほうが遅くまで残っていたようです。

○**質問者** その大和仮名とかが意識されだしたのが中世末期という話なんですけれども、その辺と仮名遣いとかというのは何か関係があったりするのでしょうか。

○**岡田氏** それはちょっと分からないですね。その平仮名というものが一番最初に出てきたのが、歌学とかというものとも特に関係のある場面ではなかったりするので、どういうところから平仮名という言葉が出てきたのかというのはちょっと問題として残っています。禅僧の詩文の中に出てくるのが初出例として報告されています。

○質問者 ありがとうございます。

国学者は変な仮名遣いをするというのがあるんですけども、何かそれは何か理由があつたりするんでしょうか。

○岡田氏 国学者が変な仮名を使うのは、要するに古事記とかの仮名を自分の著作に取り入れたいという動機なので、それ自体は理由があることはあります。

○質問者 それというのは、土地とか場所とかで何か違いというのは出てくるんですかね。

○岡田氏 土地とか場所ではあんまりないと思うんですけど、流派が多少、鈴廼屋一派と気吹舎一派では若干違うということはあります。

○質問者 先ほど、辞書の類がないという部分、でも今はすでにそうそうこう累積されていて、誰がどんなふうな使い方をするかみたいな、把握されてますよね。あれを網羅する作業は一切ないんですかね。

○岡田氏 そうですね、あんまりそれをみんなで集めようという作業は進んで、個別分析が若干積み重なってきているという段階かなとは思います。ただ、皆さん、その仮名を分ける基準が一致してないので、それを単純に集めるということも難しく、個人的にはそこをある程度統一した分け方をできるようにしていくべきではないかなと思ってんですけど、あんまり、そんなことしてもしょうがないんじゃないかというふうに言われてしまったりもします。

○質問者 ちょっと教えていただきたいんですけど、TRONのプロジェクトで坂村さんたちが、要するに異体字を集めるということをしましたよね。対象物が少ないわけですから、要するにバリエーションというのは有限で、実際やろうと思えばできるかなと思うんですけども、完全に網羅することとはわけないですよ。

○岡田氏 そうですね、やっぱり基となる漢字が自由に選べちゃうということと、その崩し方がやっぱりバリエーションがちょっと定めにくいというところがあって、敬遠されたところはあるのかなというふうに思います。ただ、それ自体はやはり用例主義でやっていけば埋まっていくことだ

とは思うので、そういうふうにはやっていけないかなとは思いますが、
すけど。

○質問者 古文書の自動解析とか、そういったときにこれ使えますよね。

○岡田氏 そうですね、はい、現に使われています。

○司会 まだあれば、もう一方ぐらい。

○質問者 中世末期にいろは仮名が生まれた状況とか、なぜそれが生まれたかというの。

○岡田氏 いろは仮名が生まれたのと、平仮名という名前ができたのはちょっと時代が違っていて、いろは仮名ができたのは恐らく鎌倉前期ぐらいではないかと思います。そういうものができたのは、やはり、子弟の教育に何か平仮名のお手本があったほうがいいということでしたのかと思われます。その時代によく庶民に理解された平仮名の中で特に形の取りやすいものが選ばれたのではないかなというように言われています。ちょっとその時代の資料が、やはり潤沢ではないので、なかなか確実なこととは言えないんですけども。

○司会 どうでしょう。よろしいですか。

では、何かあったら7時半からのオンラインの懇親会で伺いましょう。

それでは時間になりましたので、これで第8回の人文学会を終了したいと思います。御登壇下さいました岡田先生と谷端先生、どうもありがとうございました。